室蘭市介護保険事業者における事故発生時の報告事務取扱要領

１　目　的

この要領は、介護保険法の規定に基づく施設及び事業所（以下「施設等」という。）において、入所者又は利用者（以下「入所者等」という。）に対するサービス提供中の事故，法人及び役員による不法行為，虐待等（以下「事故等」という。）が発生した場合の、各施設等の事業者から市への報告の取扱いを定め，事故等発生時において適切かつ迅速な対応を図るとともに、事故等の発生要因や再発防止策の実効性を検証し、入所者等に対するサービスの質の向上及び施設等の運営の適正化を図ることを目的とする。

２　対象施設等

室蘭市内に所在する介護保険施設、介護保険事業所、訪問介護相当型サービス事業所、通所型サービス事業所及び介護予防ケアマネジメントの委託を受けた地域包括支援センターとする。

３　報告の範囲等

施設等の事業者は、次の各号に掲げる事故等が発生したときは、当該各号に定める期限までに市長に対して報告すること。

なお、利用者が施設等にいる間に発生した事故等に限り報告対象とし、事業者の過失の有無を問わない。ただし、送迎・通院等の間に事故等が発生した場合は、利用者の同乗の有無にかかわらず、報告対象とする。

（１）重大な事故等【直ちに報告すること】

ア　入所者等の死亡事故

イ　役員及び職員の不法行為（預り金の着服・横領等）

ウ　入所者等に対する虐待（不適切な処遇（疑）を含む。）

エ　入所者等の不法行為

オ　入所者等の失踪・行方不明（捜索願を出したもの）

カ　火災（消防機関に出動を要請したもの）

キ　その他ア～カ以外の事項で、テレビ・新聞等に報道された事案（報道される可能性のある事案を含む）

注）入所者等が病気により死亡した場合であっても，死因等に疑義が生じる可能性がある場合は報告すること。ただし、検死の結果、病死であることが確認された場合は、報告不要であること。

（２）上記（１）以外の事故【事故等の発生後（又は事故発覚後）30日以内に報告すること】

ア　入所者等の骨折、打撲又は裂傷等で、医療機関への入院・通院を要したもの

イ　入所者等の誤飲、誤食、誤嚥及び誤薬

ウ　無断外出（見つかった場合）

エ　その他報告が必要と認められるもの（交通事故等）

４　報告の方法

（１）各事業者は、３（１）の重大事故等が発生した場合は、事故発生後（又は事故発覚後）直ちに、口頭等により報告を行うこと。

（２）各事業者は、（１）の速報を行った後、「事故報告書」（以下「報告書」という。）を速やかに作成し、次に掲げる書類を添えて事故等の発生後７日以内に提出すること。

ア　ケアプラン、支援計画及びアセスメント表等入所者等の状況がわかるもの

イ　事故発生時の現場見取り図

ウ　法人内部及び施設等において事故の対応を協議した会議録

エ　食事に関する事故等については入所者等の栄養計画

オ　その他必要と認められる書類

（３）各事業者は、３（２）の事故が発生した場合は、報告書を作成し、事故発生後（又は事故発覚後）３０日以内に提出すること。

５　その他

市長は，報告書の提出後において、事故等の対応に関し、法人内部で協議した役員会の議事録や会議資料等の関係書類を確認することがある。

附　則

この要領は令和４年４月１日から施行する。